

第33回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 平成30年11月15日(木) 午後1時29分
 2. 開会の場所 鶴田町役場 301～303委員会室
 3. 閉会の年月日 平成30年11月15日(木) 午後1時52分

4. 出席委員(13人)の番号及び氏名

1番 澁谷秀明	2番 太田 豪	3番 成田 悦夫	4番 高橋 洋美
5番 三浦 久利	6番 佐藤 正悟	7番 棟方 廣光	8番 川村 博行
9番 澁谷 和仁	10番 貴田 徳正	11番 瀬戸 弘之	12番 石村 孝憲
13番 瓜田 良一	14番 相馬 一二	15番 下山 勝源	16番 成田 春光

5. 欠席委員(3人)

- 1番 澁谷秀明
 7番 棟方廣光
 12番 石村孝憲

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
 第2 参与及び書記の任命
 第3 議案第151号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地賃貸借契約転用許可の意見について
 議案第152号 農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
 議案第153号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
 議案第154号 農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定に基づく農業委員の辞任について
 報告第83号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 報告第84号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 下山和洋	事務局次長 石村浩一	総括主幹 齋藤千帆	主事 阿保龍治
-----------	------------	-----------	---------

8. 会議の概要

開会 午後1時29分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第8条に基づき、会長成田春光が議長となる。

議長 只今の出席委員は13名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
 これより、第33回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、8番川村博行委員と、9番澁谷和仁委員を指名します。また、参与には下山会長職務代理、下山局長、石村次長、書記には齋藤総括主幹、阿保主事を任命します。

会期の件を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は本日一日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。
それでは議案の審議に入りますが、議案第151号から議案第154号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議長 異議がないので、そのようにさせていただきます。
まず最初に、議案第151号の審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局 議案第151号農地法第5条第1項の規定に基づく農地賃貸借契約転用許可の意見について。
農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。
この件は1件ございます。
場所につきましては、配付している資料の「第33回総会 議案第151号 第5条農地転用許可申請位置図」でご確認ください。
土地の表示は、○○○○○○○○○○、地目は田で、面積が3465㎡です。
申請理由は、従業員の駐車場となっています。
農地区分は第1種農地ですが、第1種農地は、原則不許可ですが、周辺居住者、事業者の施設等で集落に接続して設置されるものは、不許可の例外に該当するので許可相当と認められます。
以上です。

議長 それでは、議案第151号について、現地調査をした委員から、報告をお願いします。
8番、川村博行委員。

川村委員 はい、8番、川村です。それでは報告をいたします。
去る、11月6日、棟方廣光委員、事務局と現地調査をいたしました。
場所は陸奥鶴田駅から北東へ約400mのあたりに位置している、田の転用申請であります。
申請地の面積は、3465㎡で、転用目的は、ハイコンポーネンツ青森・従業員の駐車場です。
申請地の周りは、東側が宅地、西側が国道、南側が県道、北側が水田であり、付近に被害を及ぼすおそれはないと認められます。
以上、報告とさせていただきます。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

太田委員 はい。

議長 2番、太田委員。

太田委員 この場所は、以前カラスで問題のあった農地ですか。

事務局 そこではなく、焼肉レストラン一心亭の裏の農地です。

太田委員 わかりました。

議長 他に質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第152号に関する、農地法処理基準第3の8に基づき現地調査した委員から報告をお願いします。
8番、川村博行委員。

川村委員 はい、8番川村です。それでは、報告をいたします。
去る11月6日、棟方廣光委員、事務局と現地調査を行いました。
本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が7件です。
いずれも耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項7号には該当しない権利取得と認められます。
以上です。

議長 それでは、議案第152号について事務局より説明願います。

事務局 議案第152号農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。
農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は7件です。No.1からNo.7について説明いたします。
平成30年10月19日に行われた鶴田町あっせん会議で成立した売買申請が2件、普通売買が2件、贈与が3件です。
農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。
いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第153号について事務局より説明願います。

事務局 議案第153号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は8件です。本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
契約期間及び賃借料については記載のとおりです。
以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第154号について事務局より説明願います。

事務局 議案第154号農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定に基づく農業委員の辞任について。
農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により別紙のとおり辞表の提出があったので、同意を求める。
この件に関しましては、次のページにあるとおり平成30年10月31日付けで、石村孝憲委員より、農業委員会会長宛に辞表の提出がございました。
農業委員会等に関する法律第13条には、委員は正当な事由があるときは市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞職することができると規定されています。
農業委員会の同意とは農業委員会の総会で出席委員の過半の賛成によって、議決されることとなっておりますので、今回議案に上程させていただきました。
辞任の理由につきましては、辞表に記載されているとおり病気治療とありますので、委員皆様方のご理解をお願いいたします。
なお、欠員の補充でございますが、鶴田町農業委員会委員の選任に関する規則第8条第2項に委員の欠員が3分の1を超えた場合は、速やかに委員を補充しなければならないという規定を適用いたし

まして、補充は行わないものとさせていただきます。
以上よろしく申し上げます。

議 長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
それでは表決に入ります。
議案第151号から議案第154号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。
次に、報告第83号について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第83号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。
農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。
No.1からNo.3について、双方合意により解約した旨の通知がありました。
合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。
以上です。

議 長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質問を打ち切ります。
次に、報告第84号について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第84号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。
農地法施行規則第21条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。
No.1については、相続により所有権を取得したものです。
以上です。

議 長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質問を打ち切ります。
暫時休憩します。(午後1時43分)

議 長 再開します。(午後1時51分)
本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第33回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦勞様でした。(午後1時52分)